

神戸市立地域交流センター質問及び回答

質問 1 : 「施設内に関する不具合や修繕を要する場合は、甲が委託する包括管理事業者が修繕業務等を行う」となっていますが、この中に保守契約は含まれていますでしょうか。含まれていない場合、別途、各施設において、継続して保守契約が必要となる「項目」「年間費用」をご提示ください。

回答 : 施設（躯体、施設と一体となっている設備を含む）の修繕や保守は甲が委託する包括管理事業者が行う予定ですので、含まれるとお考え下さい。

質問 2 : 神戸市が導入を検討している「予約管理システム」の主な機能要件・対象範囲を具体的にお示しいただけますでしょうか。例 : 時間帯予約、利用者・団体登録、承認制機能、料金計算・支払決済(キャッシュレス決済)、レポート出力など。

回答 : 予約管理システムに関しては、株式会社スペースマーケットと連携し、「spacepad」の導入を進めています。「spacepad」では、主に施設予約のページ作成、予約の一元管理、決済対応（オンライン決済、現地での現金決済）・売上管理、承認制機能、利用者・団体登録、レポート出力などが可能です。

質問 3 : 利用者によるオンライン予約（Web・スマホ対応）機能の有無、およびその際の本人確認方法について教えてください。

回答 : 利用者はインターネット上で施設の予約ができます。利用者が施設を予約するには、まず利用者登録（氏名、電話番号、メール等）をしていただく必要があります。

質問 4 : 今回(来年度)、電子錠導入の対象となる施設は、どこでしょうか。（既に導入済の施設も含め）

回答 : 各指定管理者の意向に基づき設置します。公募対象外の施設で、導入意向をお伺いしている施設は下記の通り（導入済み含む）

中道、川池、ひよどり台、箕谷分館、藍那小河、筑紫が丘、桜の宮、藤原台、真陽、花谷、名谷、平野（西区）、籠池、花山、山田、高取山、北町、細田、長楽、松尾、東落合、多聞東、高丸

【令和 7 年 9 月から導入（予定）】20 センター（調整中）

魚崎南、向洋(予約システムのみ先行)、脇の浜、下山手(予約システムのみ先行)、東川崎(予約システムのみ先行)、和田岬、小部、泉台、君影、南五葉、谷上、広陵、大原桂木、丸山、池田、東須磨、若草、妙法寺、塩屋北、星陵台

質問 5 : 電子錠の開閉操作は、IC カード・暗証番号・スマートフォンアプリ等、どの方式を想定されていますでしょうか。

回答 : 基本的に利用者は、スマートフォンを活用した E メールで届く解錠用 URL から開閉を行うことになると思います。指定管理者内の開閉操作は専用アプリや IC カードを利用しているところが多いです。

質問 6 : 電子錠と予約管理システムが連携する場合、具体的には次のような機能を想定されているか、ご教示ください。

・予約時間帯に応じた自動施錠・解錠

→回答 : 選んでいただく商品にもよりますが、予約開始時間と同時に解錠可能としたり、予約開始時間の何分前から解錠可能としたりと自由に設定することができます。利用者は E メールで届いた URL を開いて扉の開け閉めをします。指定管理者が遠隔で扉の開け閉めをすることも可能です。

・利用団体・個人への一時的な開錠(認証)コード発行機能

→回答 : 時間指定をして鍵を発行することが可能です。

・開錠履歴・利用実績の記録および照会

→回答 : 入退室記録や開錠結果を確認でき、誰がいつどこで解錠したかを把握できます。

質問 7：指定管理者側が予約状況や鍵の状態を一元的に管理できる「管理者画面」等の提供はあるのでしょうか。

回答：ございます

質問 8：夜間や無人時間帯において、異常開錠や未施錠時のアラート通知などのセキュリティ機能は備えられているのでしょうか。

回答：基本的にはアラート通知やセキュリティ通知はありません。製品によっては、開けっ放しの際に本体から警告音が鳴るものもあります。

質問 9：今回の予約管理・電子錠システムの場合、その導入費・保守費用は、神戸市が負担されるのでしょうか。

回答：導入、設置にかかる費用は原則として市が負担します。ランニング経費は指定管理者が負担します。導入する場合は指定管理料のなかでランニング経費への支援を行います。

質問 10：指定管理者が独自に導入することを希望する場合、市のシステムとの互換性や連携に関する技術基準があるか教えてください。

回答：現在、他のセンターに導入しているシステムは市が開発、導入したシステムではありません。あくまで、実証実験として民間企業の協力のもと、試験的に展開しているものです。

質問 11：電子錠や予約管理システムの運用に必要なインターネット接続環境（回線の種別、通信速度、固定 IP の有無など）の基準があれば教えてください。

回答：通常の家計用のインターネット接続環境があれば十分です。なお、この環境については、センターに設置している公衆無線 LAN を活用した業務用の回線を別途市で用意しますが、電子錠設置用であり、その他の事務用には適していません。指定管理者で業務用 PC とあわせて、インターネット回線を準備されることも可能です。

質問 12：各施設内に既設の KOBE Free Wi-Fi を、管理端末や電子錠制御機器の常時接続回線として利用することに問題はないでしょうか。

回答：Free Wi-Fi では 24 時間で接続が一度切断されるなど、電子錠制御機器に使用するには支障がありますので、業務用の回線を別途市で用意しています。

質問 13：その場合、KOBE Free Wi-Fi の信頼性（接続安定性・セッション切断有無など）に関する実績・見解があればご教示ください。

回答：質問 12 への回答どおり

質問 14：利用者側で使用するデバイス（例：スマートフォン、パソコン等）について、対応機器の条件があれば教えてください。

回答：特にありません。（インターネット、メール操作、QR コードの読み取りが可能であれば）

質問 15：管理室や受付に、設置が必要となる機器（例：管理者用パソコン、カードリーダー、専用端末等）がある場合、それぞれの仕様を教えてください。

回答：市で導入を義務付けている機器はありません。

質問 16：また、これらの機器および前項の回線インフラについて、市または指定管理者の設置負担区分を明示ください。

回答：管理者用パソコンなどは指定管理者で準備してください。

質問 17：各施設で、エコノバを導入している施設箇所および引き継ぎ留意点をご提示ください。

回答：今回の公募施設でエコノバを導入しているのは乙木のみです。エコノバについては市 HP をご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a25748/kurashi/recycle/recovery-of-plastic-resources.html>

質問 18：応募要領 p4（5）「ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、自治会や婦人会などの地域組織と連携・協力し、その活動を支援すること」について、各施設での、指定管理者が年間行事・活動に関わるような日程・必要な員数をご提示ください。

回答：指定管理者が年間行事、活動にかかわるということではなく、地域組織がセンターを活用して活動が継続できるように支援をしてくださいという意味です。実際に活動にかかわられることを希望される場合は指定管理者候補者として決定した後に、前指定管理者等との引継ぎの中でご検討ください。

質問 19：過去 3 か年での福祉避難所が開設した状況事例と、日数実績をご提示ください。また、福祉避難所の開設が必要な状況となった場合、夜間・休日の対応は想定されるでしょうか。

回答：過去 3 か年で開設した例はありません。夜間休日にかかわらず、福祉避難所が開設された場合、基本的には市がセンター（避難所）の運営を行います。

質問 20：指定管理料、施設等の貸館利用料金の消費税の扱いについても「税別途」または「税込み」のどちらであるか、ご提示ください。

回答：消費税の取り扱いは指定管理者の責において判断してください。基本的に売上高が 1000 万円以下の団体（例：基準期間における課税売上高が 1000 万円以下）では消費税を納める義務がありません。

質問 21：各施設における次の稼働実績をご提示ください。（過去 3 か年が望ましいが前年度 1 年でも可）

- ① 曜日、時間帯別、部屋別の稼働実績
- ② 前項の内訳で、有料、無料(料金減免)の内訳も注記してください。
- ③ また、有料となる料金単価(実績)もご提示ください。

→このご質問については、各施設で異なりますので、指定管理者候補者となることを希望される施設を指定していただければ、当該施設の情報を回答します。

質問 22：各施設の次のインフラ有無、付随機器有無、契約(料金、支払方法、期間)について、ご提示ください。また、現在のそれぞれ契約先の事業者を変更できるでしょうか。

- ① 電話回線(Fax 含む)
- ② インターネット接続環境(WiFi を含む)
- ③ TV 受信契約

回答：指定管理者候補者として決定した後に引継ぎの中でご調整ください。

質問 23：現在、各地域交流センターには大型の複合機（コピー機・プリンター・スキャナー一体型）が設置されていますが、次年度からは、当初導入したふれあいのまちづくり協議会が引き取る予定と伺っています。今後の各施設での貸館業務や事業運営において、大型複合機の再設置について、必要とされる基準や推奨事項があればご教示ください。

回答：大型複合機については、市が設置を義務付けているわけではありませんので、指定管理者で判断してください。

質問 24：施設ごとに施設賠償責任保険へ加入することを想定しています。契約に際して保険料の算定基準となる各施設の延床面積をご提示ください。

回答：延床面積は応募要領の別添資料をご確認ください。

質問 25：管理責任者を始めとする役職の人は、該当する地域交流センターの小学校区の住民でなくてもよろしいでしょうか？また、該当小学校区の住民以外でも地域交流センターを利用することはできますか？

回答：管理責任者などについて特に校区内住民である必要はありません。また校区にかかわらず、全ての人が利用できます。

質問 26：予算書を書くときに参考にしたいのですが、予約管理システムや電子錠を導入したとき、キャッシュレス決済を導入したときに係る費用はいくらでしょうか？予約管理システムと電子錠どちらも設置するなら月 2 万円でしょうか？

回答：現在の一例ですが、予約管理システムは税込み月 11,000 円、電子錠 1 つで税込み月 21,450 円です。ただし、導入センター数の増などにより、さらに経費が下がる可能性があります。また、選定機器によって電子錠のコストも変動しますので、あくまで参考としてお考え下さい。予約管理システムと電子錠いずれも導入した場合、市としては指定管理料のなかでランニング経費への支援（最大月額 20,000 円）を行います。

質問 27：収受した利用料金は「自主財源」にするとありますが、収支予算書の自主事業の方に入れるということでしょうか。

回答：利用料金の収入については収支予算書（施設管理）の収入欄に計上してください。収受した利用料金は指定管理料とは別の「自主財源（指定管理者の収入）」として扱ってくださいということです。

質問 28：指定管理者として指定されたら、業務引継書をいただけますでしょうか。

回答：業務引き継ぎ書は前指定管理者との調整になりますが、引き継ぎ書自体については、必ずご用意できるわけではありませんが、

質問 29：当団体は収入が 1000 万円を超えているので、もし指定管理を受けることが出来たら、収入分の消費税を払わないといけないのですが、予算に消費税を含めてもいいでしょうか？

回答：消費税を含めてください。なお、指定管理料は収入として計上し、徴収する利用料金は税込みの額でお考え下さい。

質問 30：指定管理者として指定されたとして、貸室使用料は期間途中で値上げすることは可能ですか？

回答：原則は、指定管理期間内は同一の料金設定（提案時の料金）でお願いします。値上げ可能性は 0 ではありませんが、例外的な取り扱いになりますので、利用者をはじめ市民に説明のつく合理的な理由が必要となります。

質問 31：地域交流センターの会計は「公益事業」「収益事業」「社会福祉事業」のどれにあたりますか。

回答：基本的に公の施設の管理運営に係る指定管理料ですので、地域交流センターに関する収入は貴法人の会計上、公益事業として分類されるものと考えていますが、念のため税理士等にご確認いただきますようお願いいたします。

質問 32：利用者からキャッシュレスで料金を受け取ることとありますが、カード決済だけではなく、携帯での決済については対応できますか、将来その方向性も検討をしておられますか。

回答：利用料金の収受は指定管理業務の 1 つとなっており、キャッシュレス端末の導入も含め、指定管理者の判断で行うこととなります。市としては、地域交流センターを幅広い年代の方に使っていただきと考えていることから、キャッシュレス決済の導入については可能な限り前向きに検討していただければありがたいと考えています。将来的に全施設に導入を義務付けるかどうかについては、未定です。

質問 33 : 応募要領 p.5 (1) 「利用者に許可等を判断する基準 (条例・規則・規程を含む) について申請窓口へ備える」となっておりますが、そのような見本などやフォーマットなどはあるのでしょうか、ない場合には、独自で条例施行規則などから作成をして、備えることとなりますか。

回答 : 現在、市において、令和 8 年度以降の制度を反映した利用規程のひな形等の作成に取り組んでいます。指定管理者候補者として決定した後に、市と具体的に調整をさせていただければと考えています。

質問 34 : 電話、電気、ガス、などの引き継ぎ方はどのようになっているのでしょうか。3 月 31 日までの料金は今までの事業者がお支払いをされると思いますが、電話番号については引き続き利用ができるのでしょうか。

回答 : 引継ぎについては、指定管理者候補者として決定した後に、市と前指定管理者も交え、具体的な調整をさせていただきたいと考えています。

質問 35 : 応募要領 p23.光熱水費の実績について、篠原地域交流センターの令和 5 年度 4 月 1 日～令和 6 年度 3 月 31 日の水道代の料金が、毎年 6 万円台となっておりますが、令和 5 年度だけ 80,469 円となっております。その年に水漏れなどがあったのでしょうか。

回答 : 別添 6 の内容について、誤りがございました。大変申し訳ございません。

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日ガス代・67,315 円、水道代・85,831 円 (ガス代と水道代が逆になっておりました。)

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日水道代・77,108 円 (1 か月分漏れがございました)

以上を踏まえ、正しくは以下のとおりです。

・令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 : 電気代 : 378,001 円、ガス代 : 67,315 円、水道代 : 85,831 円

・令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 : 電気代 : 320,878 円、ガス代 : 53,393 円、水道代 : 80,469 円

・令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 : 電気代 : 412,443 円、ガス代 : 64,872 円、水道代 : 77,108 円

なお、コロナ以降中止していた給食会での調理を令和 7 年から再開し、令和 7 年度はさらに水道代が上がる見込みです。(令和 6 年 12 月請求までは水道代 2 か月分が約 13,000～14,000 円、令和 7 年 2 月請求以降は水道代 2 か月分が約 17,000～18,000 円)